

# 羽村市 下水道ストックマネジメント計画

羽村市上下水道部上下水道設備課  
策定 令和2年12月

羽村市の公共下水道は、昭和49年度（1974年）に事業を着手し、羽村駅以西地区の羽村第5処理分区から整備を開始した。現在では市内全域で管渠は、約251km（汚水185km、雨水66km）、マンホール蓋は約8,350箇所（汚水6,557箇所、雨水1,793箇所）、マンホールポンプが2箇所設置されている。

ストックマネジメントの実施にあたっては、下水道施設のリスク評価を踏まえ、施設管理の目標及び長期的な改築事業のシナリオ設定、点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定することとする。また、これら計画の評価と見直しを行うとともに、施設情報を蓄積してストックマネジメントの精度向上を図っていく。

## ① スtockマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】… 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】… 機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】… 機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※事後保全とは、「施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

備考)ストックマネジメントの実施にあたっての、施設の管理区分の設定方針を記載する。

## ② 施設の管理区分の設定

### 1) 状態監視保全施設

#### 【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判定基準	備考
マンホール、管きよ	1回/5年の頻度で点検を実施。点検で異状を確認した場合には、調査を実施。	緊急度Ⅰ・Ⅱで改築を実施	腐食のおそれの大きい箇所
マンホール、管きよ	1回/14年の頻度で点検・調査を実施。点検で異状を確認した場合には、調査を実施。	緊急度Ⅰ・Ⅱで改築を実施	上記以外
マンホール蓋	1回/14年の頻度で点検・調査を実施。点検で異状を確認した場合には、調査を実施。	健全度Ⅰ・Ⅱで改築を実施	歩道及び主要道路以外

マンホール蓋	1回/14年の頻度で点検・調査を実施。点検で異状を確認した場合には、調査を実施。	健全度 I・II で改築を実施	主要道路に設置されているかつがたつき防止や蓋飛散防止性能等の必要な機能を有しているマンホール蓋
--------	--	-----------------	---

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
マンホール蓋	概ね 15 年	主要道路に設置されているがたつき防止や蓋飛散防止性能等の必要な機能を有していないマンホール蓋
圧送管	概ね 50 年	
マンホールポンプ	概ね 15 年	

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きょ施設】 …

【汚水ポンプ施設】 …   
ポンプ本体

② 改築実施計画

1) 計画期間

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区の名	合流・汚水・雨水の別	対象施設	布設年度	供用年数	対象延長(箇所)	概算費用(百万円)	備考
羽村第6処理区分外3分区	汚水	マンホール蓋(※)	S45～H8	24～50	470	180	
合計						180	

(※) 全て車道部

備考 1) 改築を実施する施設のうち、② 1) において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考 2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について(平成28年4月1日 下水道事業課長通知)」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考3)「下水道施設の改築について(平成28年4月1日 下水道事業課長通知)」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合
- ④ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑤ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑥ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑦ 合流式下水道を改善する場合

備考4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において効率的な手法等を検討すること。

④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約152百万円/年	概ね100年

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。